

健生食輸発0509第11号
令和6年5月9日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産そばのアフラトキシン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和6年5月9日付け健生食輸発0509第10号)により通知したところである。
今般、中国産そばのアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
そば(粉を含む。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	(1)コンテナによるパルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。 (2)(1)以外のものについては、別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除する。